

在勤諸手当の改定に関する勧告

平成19年11月
外務人事審議会

平成19年11月

在勤諸手当の改定に関する外務人事審議会勧告

激動する国際情勢の中、我が国の平和と安全を守り、国民の安全と繁栄を確保するとともに、地域や世界の共通利益を実現するため国際社会で積極的に主張し、リーダーシップを発揮していくため、外交の重要性は益々増大している。北朝鮮をめぐる拉致問題や核問題等の諸懸案の解決、テロとの闘い、軍縮・不拡散等の分野における取組みの強化、環境・気候変動、途上国の開発支援、平和構築分野での貢献等、国際社会全体が取り組むべき課題は山積している。これらの解決に向け、我が国が率先して貢献するためには、米国、アジア近隣諸国との対話・協力を強化するとともに、中東、中南米、アフリカ等世界の国々との関係を一層強化する必要がある。また二国間関係のみならず、国際機関等の多数国間のフォーラムを通じた協力も不可欠であり、特に来年度は、我が国が議長国として、G8北海道洞爺湖サミット、アフリカ開発会議第4回会合（TICAD IV）を開催することになることから、国際社会でリーダーシップをとり、世界各地の国々との関係を強化し、強力な外交を展開することが求められる。

こうした状況の中で、我が国の外交力を強化するためには、世界各国に展開する在外公館などの外交実施体制を更に強化する必要性が増している。在外公館の増設や、定員を中核とするマンパワーの増強などの体制強化とともに、引き続き世界各地で頻発するテロや政情不安による治安の悪化等、勤務・生活上のリスクが増す中で、在外職員が我が国の代表として意欲に満ち、責任を持って安心して勤務できるよう処遇し、環境を整備する必要がある。しかしながら近年、在勤基本手当は実質で約35%削減され、さらに為替・物価の変動による実質購買力の一層の低下が続いているため、主要国外交官や民間企業との格差が生じている。昨今の厳しい財政事情の中、在外職員の業務の体制・方法の一層の合理化に努めることは当然としても、優秀な人材の確保と在外職員の士気の維持により外交力を強化していくため、為替・物価の

変動による差損を個々の在外職員に負わせている現状は、早急に是正する必要がある。これに加え、国家公務員全体にからむ問題であるが、中長期的な課題として、職員の能力及び業務実績を手当に反映させる仕組みを引き続き研究していく必要がある。

以上の認識に立ち、平成20年度の在勤諸手当の改定に関し、次の通り勧告する。

記

1. 在勤基本手当

- (1) 在外勤務に必要な衣食等の基本的経費に充当される在勤基本手当の支給水準は、近年の大幅な削減の結果、平成11年度から実質で約35%削減されてきており、激動する国際情勢をうけて、近年、在外職員の業務負担が著しく増大しているにもかかわらず、我が国在外職員の給与水準は、多くの任地で主要国外交官や世界に展開する日本の民間企業に比べても低い場合が多くなっている。平成19年度予算でも、多くの通貨に対して円安が進み、海外の物価上昇が進行したにも拘わらず、手当の支給水準は為替と物価の変動の一部のみを反映するにとどまったため、引き続き実質減となっている。この結果、在勤基本手当の実質購買力は更に低下し、在外職員の勤務・生活に必要な経費を十分に賄うことが出来ないために、相当の支障が生じるケースも多くなっている。
- (2) これまでのように海外における為替・物価の変動による差損を個々の在外職員が負担しているような状況は不合理であり、早急に是正する必要がある。そのために、平成20年度予算においては、在勤基本手当について、少なくとも為替及び物価の変動分を完全かつ迅速に反映させ、主要国外交官や民間企業との格差を是正していく必要がある。また、在勤基本手当の額は、本省勤務時に支給されている給与水準を考慮したものとなっていることから、本省職員に昨年導入された地域手当相当分も反映させる必要がある。
- (3) また、在外に勤務する職員の6割は厳しい勤務・生活環境にある開発途上国で勤務しているが、戦乱、テロ、治安の悪化等により勤務・生活環境が更に悪化している任地も多い。そのような任地においては、生命・身体等のリ

スクを緩和するために追加的な経費がかかるため、そうした経費を在勤基本手当に適切に反映させ、職責を全うできる環境を整える必要がある。とりわけ、戦乱、テロ等により生命・身体への危険が特に大きく、配偶者の同伴が事実上不可能な勤務地については、二重生活の負担を緩和する措置を継続すべきである。

2. 住居手当

- (1) 在外職員の住居の家賃水準は、民間の海外駐在員の家賃相場と比較しても、特に先進国を中心に、平均して低い水準にとどまっている一方、平成15年度から自己負担制度が導入され、住居手当は家賃から一定の自己負担額（平成19年度から月額30,000円相当に引き上げ）を控除した額を限度額の範囲内で支給することとしている。
- (2) 他方、在外職員の住居は、①自宅に客を招き、会食する等外交活動の拠点となること、②治安・安全上の問題が少ない場所に位置していること、③緊急事態の際に公館事務所に迅速に駆けつけられる場所に位置していること、等の要件を満たす必要がある。
- (3) こうした中、世界的な不動産価格の高騰により、現行の限度額ではそのような要件を満たす住居を確保することが難しくなっている任地も多く、任地の事情を反映し、限度額の引き上げが不可欠である。

3. 子女教育手当

- (1) 在外職員が家族を同伴して赴任し任地で安心して勤務するためには、子女教育の精神的・経済的負担を軽減する必要がある。
- (2) 任地によっては、基準校（邦人子女が通学可能な最も経費の低廉な学校）でも授業料が高額な外国語学校しか選択の余地がなく、現行制度における子女教育手当の加算限度額を大幅に超過し、月に10万円以上もの自己負担を強いられる場合もある。そのような多額の自己負担は軽減する必要があり、任地の事情にきめ細やかに対応する仕組みを検討すべきである。